

土木学会年次学術講演会優秀講演者表彰制度について

全国大会委員会

全国大会年次学術講演会の発表者を対象に「土木学会年次学術講演会優秀講演者表彰」を実施しております。この「表彰規定」は、将来の土木界を担っていく若手の研究者および技術者の論文内容や講演技術が向上し、さらに全国大会が活性化することを目的とし定めたものです。

今回講演される若手研究者、技術者の方々のご健闘を期待いたします。

土木学会年次学術講演会優秀講演者表彰規定

この規定は土木学会全国大会における研究発表の表彰に関する取り扱いについて定めたものである。

1. 表彰の目的

土木学会全国大会で優れた講演を行った若手研究者、技術者を表彰し、

- ①論文内容、講演技術の向上に寄与する。
- ②若手研究者、技術者の参加意欲の向上を図る。
- ③全国大会全体の活性化に貢献する。

などを目的とする。

2. 名称

この表彰の名称は「土木学会年次学術講演会優秀講演者表彰」とする。

3. 対象者

- ・全国大会で実際に講演を行う個人会員の中で、40歳以下の研究者、技術者を対象に、論文内容に加え、講演が簡潔明瞭で優れたものに与える。
- ・講演予定者と講演者が一致しない場合は、審査の対象外とする。
- ・ポスターセッションは対象外とする。

4. 選出方法

- ・各セッションの座長（司会者）は、対象者の講演を「土木学会年次学術講演会優秀講演者採点表記入上の留意事項」に基づき採点し、合計得点最上位者1名を推薦する。
- ・本部事務局（全国大会実行委員会事務局）にて、部門ごとに各セッションからの被推薦者の合計得点を集計する。その中から、各部門セッション数の2分の1の人数となる合計得点の上位者を、優秀講演者として選出する。なお、ボーダーラインにある合計得点数が同じ被推薦者を全て含めた場合に、各部門セッション数の2分の1の人数を超えるときには、合計得点数が同じ被推薦者の中から年齢の若い順番に選出し、2分の1を超えない人数に調整する。

5. 表彰

- ・土木学会全国大会報告号において氏名を発表する。
- ・後日、個人あてに表彰状を送付する。
- ・表彰は全国大会実行委員会講演部会長と全国大会委員会委員長の連名で行う。

6. その他

- ・この規定は、1995年度全国大会から施行する。
- ・本規定は必要に応じて全国大会委員会において見直す。

附則（平成7年3月24日理事会了承）

（平成8年6月18日一部改正）